

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成25年6月18日(火) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 藤田尚美君 |
| 2番 | 秋山泉君 |
| 3番 | 尾野政子君 |
| 4番 | 村松昇平君 |
| 5番 | 市川圭一君 |
| 6番 | 小松崎伸君 |
| 7番 | 山越守君 |
| 8番 | 沼田和利君 |
| 9番 | 諸橋太一郎君 |
| 10番 | 宮崎智君 |
| 11番 | 杉森弘之君 |
| 12番 | 須藤京子君 |
| 13番 | 黒木のぶ子君 |
| 14番 | 板倉香君 |
| 15番 | 柳井哲也君 |
| 16番 | 中根利兵衛君 |
| 17番 | 田中道治君 |
| 18番 | 石原幸雄君 |
| 19番 | 板倉宏君 |
| 20番 | 遠藤憲子君 |
| 21番 | 鈴木かずみ君 |
| 22番 | 利根川英雄君 |
1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	植 田 典 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環境経済部長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会 計 管 理 者	高 島 町 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
市長公室次長兼 人材育成課長	藤 田 聡 君
総務部次長兼 監 理 課 長	中 山 弘 晶 君
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長兼 医療年金課長	藤 田 幸 男 君
環境経済部次長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	沼 尻 輝 雄 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	山 岡 康 秀 君
教育委員会次長兼 教育総務課長	中 澤 勇 仁 君

1. 議会事務局出席者

議会事務局長	滝 本 仁 君
--------	---------

書 記 中 根 敏 美 君
書 記 飯 田 晴 男 君

平成25年第2回牛久市議会定例会

議事日程第6号

平成25年6月18日（火）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第49号 龍ヶ崎市の公共下水道を本市の住民の利用に供することについて
- 日程第 2. 議案第50号 牛久市新型インフルエンザ等対策本部条例について
- 日程第 3. 議案第51号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第52号 平成25年度牛久市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5. 議案第53号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6. 議案第54号 土地取得について
- 日程第 7. 議案第55号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例について
- 日程第 8. 議案第56号 牛久市教育長の給与の特例に関する条例について
- 日程第 9. 議案第57号 牛久市職員の給与の特例に関する条例について
- 日程第10. 決議案第3号 公共用地先行取得事業特別会計の再活用に関する決議について
- 日程第11. 決議案第4号 橋下徹大阪市長の「旧日本軍『慰安婦』は必要だった」発言に抗議する決議について
- 日程第12. 請願第 1号 年金2.5%の削減中止を求める意見書提出に関する請願
- 日程第13. 請願第 2号 小坂城址の土地購入疑惑の真相を究明するための調査特別委員会の設置を求める請願
- 日程第14. 閉会中の事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして申し上げます。去る6月10日の一般質問について、22番利根川英雄君より発言を求められておりますので、これを許します。22番利根川英雄君。

○22番（利根川英雄君） 私の一般質問、特養ホーム「えがお」建設について、日程の間違いがあり、執行部からその訂正を求める要望がありました。その後、再度確認したところ、日程のずれがありましたので、訂正をさせていただきます。

質問では、昨年9月22日、龍ヶ崎市副市長も参加といたしましたが、当日は参加をしておらず、これを10月2日に訂正をさせていただきます。ただし、副市長の発言についてはそのとおりであるということ、またこの発言の訂正をもってチャラにしたいということでしたが、よく理解できないことを申し添えておきます。以上です。

○議長（山越 守君） この際、諸般の報告をいたします。

請願第2号の請願者数について追加提出がありましたので、配付資料のとおり報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、議案第49号ないし日程第9、議案第57号の9件、日程第10、決議案第3号及び日程第11、決議案第4号の2件、日程第12、請願第1号及び日程第13、請願第2号の2件を一括議題といたします。



議案第49号 龍ヶ崎市の公共下水道を本市の住民の利用に供することについて

議案第50号 牛久市新型インフルエンザ等対策本部条例について

議案第51号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第52号 平成25年度牛久市一般会計補正予算（第2号）

議案第53号 平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 土地取得について

議案第55号 牛久市特別職の職員で常勤のもの給与の特例に関する条例について

議案第56号 牛久市教育長の給与の特例に関する条例について

議案第57号 牛久市職員の給与の特例に関する条例について

決議案第3号 公共用地先行取得事業特別会計の再活用に関する決議について

決議案第4号 橋下徹大阪市長の「旧日本軍『慰安婦』は必要だった」発言に抗議する決議について

請願第 1 号 年金 2.5% の削減中止を求める意見書提出に関する請願

請願第 2 号 小坂城址の土地購入疑惑の真相を究明するための調査特別委員会の設置を求める請願

○議長（山越 守君） 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

まず、小松崎総務常任委員長。

平成 25 年 6 月 18 日

牛久市議会議長 山越 守 殿

総務常任委員会

委員長 小松崎 伸

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第 103 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第 52 号	平成 25 年度牛久市一般会計補正予算（第 2 号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第 53 号	平成 25 年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 55 号	牛久市特別職の職員で常勤のもの給与の特例に関する条例について	原案可決
議案第 56 号	牛久市教育長の給与の特例に関する条例について	原案可決
議案第 57 号	牛久市職員の給与の特例に関する条例について	原案可決
決議案第 3 号	公共用地先行取得事業特別会計の再活用に関する決議について	否決

〔総務常任委員長小松崎 伸君登壇〕

○総務常任委員長（小松崎 伸君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会委員長審査報告をいたします。

平成25年6月11日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月12日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第52号は、平成25年度牛久市一般会計補正予算（第2号）、歳入の主なものは、繰入金金の財政調整基金繰入金金の増額計上であり、市債については、旧公営企業金融公庫資金に係る地方債について補償金免除繰上償還、及びその財源として借換債が発行できることとされたため、低利に借りかえを行うことによる増額計上であります。

歳出の主なものとして、議会費は、議会改革特別委員会の開催に伴う費用弁償の増額計上、総務費の電子計算費は、生活保護の電算システム改修費の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、生活保護費の基準の改正について、公債費については東日本大震災にかかわる措置なのか、質疑がなされました。

市執行部からは、生活保護受給世帯への激変緩和措置として、3年間で段階的に基準を改正するため算出方法の変更を行う。公債費は東日本大震災で被災した自治体の財政負担を軽減する措置であるとの答弁がありました。

議案第53号、平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、歳入の主なものとして、市債の下水道建設債は、旧公営企業金融公庫資金に係る地方債を低利に借りかえすることに伴う増額計上であります。

歳出の主なものとして、公債費は、旧公営企業金融公庫資金に係る地方債を低利に借りかえすることに伴う繰上償還元金の増額、及び低利に借りかえすることに伴う利子の減額計上であります。

審査に当たり委員からは、牛久市が特定被災地方公共団体ということで、借換債に該当し低利に借りかえるということですが、一括返済は検討しなかったのか、質疑がなされました。

市執行部からは、今回は借りかえの措置ということで、償還期間は変わらず有利な低利に借りかえるという手続を行うとの答弁がありました。

議案第55号は、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例についてであります。

本件については、市長及び副市長の給料、期末手当を平成25年7月1日から平成26年3

月31日までの間、減額するものであります。

審査に当たり委員からは、県内44自治体のうち、10自治体だけが人件費削減を実施するという周辺の状況の中で、なぜ実施するのか。不足分4,400万円のうち、人件費でどれくらいを補うのか、質疑がなされました。

市執行部からは、国の地方財政計画の中で地方公務員人件費の削減、一方で地域の元気づくり推進費の新設が示された中で、牛久市の減額は4,400万円ということであり、この減額分を全職員の給与で賄うことが妥当であると考え、条例を提案したとの答弁がありました。

議案第56号は、牛久市教育長の給与の特例に関する条例についてであります。

本件については、教育長の給料、期末手当を平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、削減するものであります。

議案第57号は、牛久市職員の給与の特例に関する条例についてであります。

本件については、牛久市職員の給料、期末勤勉手当等を平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、削減するものであります。

審査に当たり委員からは、給与の特例は退職金には影響はないのかの質疑がなされ、市執行部からは、退職金には影響がないとの答弁がありました。

決議案第3号は、公共用地先行取得事業特別会計の再活用に関する決議についてであります。

本件は、公共用地の購入について、土地開発基金条例を廃止し、より透明性を高く、時代の要請に合致している「公共用地先行取得事業特別会計」を再活用すべきと考えるものであります。

審査に当たり委員からは、議案として提出されない限り確認できないので、不透明な部分を感じており、公共用地先行取得事業特別会計を活用すべきとの意見がありました。

市執行部からは、毎年議会に対し、土地開発基金について報告をしており、情報公開請求により取得した土地は開示しているとの発言がありました。

決議案第4号は、橋下徹大阪市長の「旧日本軍『慰安婦』は必要だった」発言に抗議する決議についてであります。

本件は、「旧日本軍『慰安婦』は必要だった」発言は、全ての国民の人格や人権、そして尊厳を深く傷つけるものであり、橋下徹大阪市長に対し強く抗議するものであります。

審査に当たり委員からは、橋下徹大阪市長に対し、市長として、公人として考えられないような発言をされたということで強く抗議をしたいとの意見がありました。

以上、7件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第52号及び議案第53号並びに決議案第4号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第55号ないし議案第57号につきましては、賛成多数により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、決議案第3号につきましては、賛成少数により否決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告をいたします。

○議長（山越 守君） 次に、市川教育民生常任委員長。

平成25年6月18日

牛久市議会議長 山越 守 殿

教育民生常任委員会

委員長 市川 圭 一

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第50号	牛久市新型インフルエンザ等対策本部条例について	原案可決
議案第51号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第52号	平成25年度牛久市一般会計補正予算（第2号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
請願第1号	年金2.5%の削減中止を求める意見書提出に関する請願	不採択
請願第2号	小坂城址の土地購入疑惑の真相を究明するための調査特別委員会の設置を求める請願	採 択

〔教育民生常任委員長市川圭一君登壇〕

○教育民生常任委員長（市川圭一君） 教育民生常任委員会委員長審査報告。

平成25年6月11日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月13日委員会を開催し、市執行部の出席

を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第50号は、牛久市新型インフルエンザ等対策本部条例についてであります。

本件は、新型インフルエンザ等が発生したときに、その脅威から市民の生命と健康を守り、市民の生活や経済に及ぼす影響を最小限とするため、迅速な対策がとれるよう制定するものであります。

審査に当たり委員からは、どこまで市が具体化していくのか、市民への周知はどのように行うのか、質疑がなされました。

市執行部からは、今国で見直している行動計画をもとにして、平成21年に策定した行動計画・マニュアルも見直していきたい。その中で状況を見ながら、市民へ周知していきたいとの答弁がありました。

また、インフルエンザ以外のSARS等の対応について質疑がなされ、市執行部からはSARS等も含めて対応していきたいとの答弁がありました。

議案第51号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正により、国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、軽減措置を講ずる等の改正をするものであります。

審査に当たり委員からは、この条例の制定によって今後3年間、継続して4分の1しか軽減にならない。負担の増額分を市として負担軽減策は考えられなかったのか、質疑がなされました。

市執行部からは、増額分を市で補填した場合は、補助の対象とならないので、今は考えていない。国の制度で補填が行われる部分というのは、基盤安定の交付金、調整交付金で措置されるものであり、その運用で実施していきたいとの答弁がありました。

議案第52号、平成25年度牛久市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、国庫支出金は、生活保護の電算システム改修に伴うセーフティネット支援対策等事業補助金の増額計上であります。

歳出の主なものとして、衛生費の予防費は、風疹予防接種の自己負担分助成金の計上、教育費の体育施設費は、空手競技用のフロアマット等購入費の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、平成31年開催予定の茨城国体向けに空手競技用のフロアマットをことし購入する理由、本番の平成31年まで消耗しないで使用できるのか、質疑がなされました。

市執行部からは、本番と同じマットを購入して選手を早目に育成し、上位入賞する狙いがある

る。国体開催の平成31年のマツの状態によっては、主催する牛久市での購入を検討しなければならないと考えているとの答弁がありました。

請願第1号は、年金2.5%の削減中止を求める意見書提出に関する請願であります。

本件は、年金2.5%削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫することが危惧されることから、削減中止を求める意見書を提出するよう求めるものであります。

審査に当たり委員からは、女性の65%、高齢者の42%が収入100万円未満という生活実態があり、年金の削減は大変であるとの意見がありました。

また、今後物価上昇が懸念され、来年4月以降消費税が加算される中で、生活苦にある年金受給者の声を聞かなければならないとの意見もありました。

請願第2号は、小坂城址の土地購入疑惑の真相を究明するための調査特別委員会の設置を求める請願であります。

本件は、小坂城址の土地購入疑惑の真相を究明するため、市議会に地方自治法第100条に基づく調査特別委員会の設置を求めるものであり、請願者を参考人として委員会出席を求め、審査いたしました。

審査に当たり委員からは、市民から請願ということで提出され、地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を議会として設置して真相を究明すべきとの意見がありました。

また、税金の使われ方は透明性をもって市民のために使うことが基本であり、真相究明と逆に疑惑を晴らすという立場からも、100条委員会を設置すべきとの意見もありました。

以上、5件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第50号及び議案第52号は全会一致により、議案第51号は賛成多数により、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号につきましては、賛成少数により不採択と決し、請願第2号につきましては、賛成多数により採択すべきものと決定しました。

以上、御報告いたします。

○議長（山越 守君） 次に、尾野産業建設常任委員長。

平成25年6月18日

牛久市議会議長 山越 守 殿

産業建設常任委員会

委員長 尾野 政子

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第49号	龍ヶ崎市の公共下水道を本市の住民の利用に供することについて	原案可決
議案第52号	平成25年度牛久市一般会計補正予算（第2号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第54号	土地取得について	原案可決

〔産業建設常任委員長尾野政子君登壇〕

○産業建設常任委員長（尾野政子君） それでは、産業建設常任委員会委員長審査報告をさせていただきます。

平成25年6月11日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月14日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第49号は、龍ヶ崎市の公共下水道を本市の住民の利用に供することについてであります。地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

審査に当たり委員からは、排水に関して近隣自治体の協力を得られないということは往々にしてあるのかとの質疑がなされました。市執行部からは、同一流域内の隣接する自治体と協定を締結し、雨水及び汚水管渠を相互利用することは珍しくなく、特別な事例という認識はないとの答弁がありました。

議案第52号、平成25年度牛久市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会所管の歳出の主なものとして、環境衛生費は、甲状腺検査実施説明会の開催に伴う郵送料等の増額計上、公害対策費は、大気汚染物質PM2.5測定機器の維持管理費の計上であります。

審査に当たり委員からは、甲状腺検査の実施予定者数はどれくらいを想定しているのか。また、甲状腺検査について他市の状況はどうかとの質疑に対し、市執行部からは、検査対象者に

対して甲状腺検査実施に先駆けた放射能学習会の案内文書を送付してから、検査を希望する方の数を把握していく考えであり、他市の状況については、龍ヶ崎市が昨年からは検査を始めており、北茨城市は検査を実施する方向で進んでいるとの答弁がありました。

議案第54号は、土地取得についてであります。

本件は、下水道事業計画に基づき、雨水排水対策を目的とした調整池を整備するため、当該用地を取得するものであります。

審査に当たり委員からは、恣意的な要素を排除し、公平公正な審議をするためには、購入対象である土地所有者全員の氏名等を公表すべきではないかとの質疑がなされ、市執行部からは、個人情報保護条例は基本的に個人の情報を保護することを前提としていることや、除斥の対象者について全所有者名を議長に提示し、議長が判断しているため地方自治法117条に抵触することもないと、本会議で総務部長が答弁したとおりであるとの答弁がありました。

また、雨水を刈谷川経由で稲荷川に流すよりも直接稲荷川に流す方法や、市道23号線を経由して接続する国道6号バイパスの雨水管へ流せる可能性もあり、早急に調整池を整備する必要があるのかとの質疑がなされました。市執行部からは、直接稲荷川に流す前にはポンプアップが必要となるため、ポンプ施設や圧送管の埋設が不可欠となるのに対し、自然流下で刈谷川へ流せばポンプアップの必要がないため、事業費を抑えることができるとの答弁がありました。

以上、3件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第49号及び議案第52号は、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第54号につきましては、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（山越 守君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いをいたします。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 小松崎総務常任委員長にお尋ねをします。

委員会のあり方と委員長判断及び経緯についてです。

執行部議案の審議が終了した後に、通常は執行部の退席を認め、決議案や意見書案、請願等の議会としての審議、採択が行われています。しかし、12日の委員会においては、議員が提案した公共用地先行取得事業特別会計の再活用に関する決議案の審議に当たり、提案者には提案趣旨等を求めず、執行部、市長からの発言を求められ、それを許可しました。これは議会運

営として差別を持ち込んだことであり、委員会の運営上、非常に不信感を持つものです。

委員会終了後、委員3名により総務常任委員会運営について抗議の申し入れが12日付で提出されたと聞きましたが、執行機関の議会への介入とも思われることに対する委員長判断、そして経緯についての説明を求めます。

○議長（山越 守君） 小松崎総務常任委員長。

○総務常任委員長（小松崎 伸君） それでは、鈴木議員の質問にお答えをいたします。

決議案第3号につきましては、市長からの発言を許したということでございますけれども、牛久市議会委員会条例第26条及び27条にありますように、執行部を参考人として同席させることにつきましては、委員全員の賛成を得ております。その上で議長の許可を得ておまして、全く問題はないというふうに考えております。以上です。

○議長（山越 守君） 21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 今回の答弁ですと、全く問題がないということなのですが、今回の委員会運営、議会としては非常におかしいと私どもは思っております。委員長としての確かな判断が行われたとは思えないのです。市長からの要請があつて、それに基づいて何とかこれを押し込んだというふうにしかなえません。

提案者の発言はさせず、しかも市長の議会への介入を許したということにならないかということについて、公平公正な議会運営を求めて再度委員長に質問をいたします。

○議長（山越 守君） 小松崎総務常任委員長。

○総務常任委員長（小松崎 伸君） 鈴木議員の再度の質問に対してお答えをいたします。

提案者の意見につきましては、執行部とのやりとりの中で十分御理解をいただいたというふうに考えております。また、実際、どのような運営になっているか、土地開発基金と公共用地先行取得事業特別会計の実際の運用上の違い、これに対しては確認をしたと。確認のためのものであったというふうに思っておりまして、執行部によりまして詳しい説明ができましたものというふうに理解をいたしております。どうぞその点理解をお願いしたいと思います。

また、公平公正などというふうなお話でございますけれども、その件に関しましては、今後十分に委員長としても対応してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山越 守君） ほかに。22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 市川教育民生常任委員長に質問をします。

今回の委員会で請願人の説明を委員会として拒否したことは大きな問題であります。憲法第16条では、全ての国民に請願権を認めております。さらに、その請願によっていかなる差別

待遇も受けないと憲法では定めております。

執行部提案の議案に対し、その説明を求めているにもかかわらず、主権者である国民が提出した請願に対する趣旨説明を求めているにもかかわらず、それを拒否することは憲法に反しているのではないかと。さらには、地方自治法が認める公平公正の議会運営に欠けるのではないかとというふうに思いますが、委員長の委員会運営についての考え方をお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 市川教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（市川圭一君） 利根川議員の質問にお答えいたします。

教育民生常任委員会の委員会は、6月11日に開きまして、その中で参考人招致という形で委員会を開きました。その委員会の中で決を諮ったところ、賛成少数ということで、委員会としては招致をしないというふうに決定いたしましたので、牛久市議会委員会条例、先ほど請願権ということもございましたが、委員会条例の第25条、公述人の決定、並びに26条、発言、27条、質疑、28条、意見の陳述で、29条は参考人と、これも準ずるということが書いてあります。以上はルールにのっとりきっちりとさせていただきましましたので、運営には何ら問題がなかったのかなと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 委員長は議会のルール、委員会条例が優先するというような答弁をしましたが、基本的に憲法というのは守らなくていいというふうに判断しているというふうに思わざるを得ません。先ほども言いましたが、憲法16条で国民の請願権を認めております。1つの請願については趣旨説明を認め、1つについては認めない。これは明らかに差別であり、憲法16条が定めている、いかなる差別待遇も受けないと定めていること、これと、では委員長が言われる牛久市の委員会条例との上級法との関係で、どのように考えて運営されているのか。憲法に違反してまで、このような議会運営をしても問題ないと考えておられるのか、再度お尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 市川教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（市川圭一君） それでは、利根川議員の再度の質問にお答えします。

先ほども申し上げましたように、6月の11日に委員会を開催し、その中で決を諮り、その中で招致は否決ということで決まりましたので、そのルールにのっとり私は運営をしたまででございます。以上です。

○議長（山越 守君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、議案第51、54、55、56、57号に対する反対討論を行います。

まず、初めに国保条例の一部改正です。後期高齢者医療制度が導入されて5年になります。1つの世帯で75歳になると後期高齢に移行する人、国保に残る人が出た場合、二重に保険料が発生するため、国保の世帯平等割を2分の1にする措置がとられていました。特定世帯といいます。この3月で期限が来たために、後に続く3年間は4分の1を軽減し、特定継続世帯を設ける一部改正ですが、結局は後期高齢者医療制度を継続するということです。国保で世帯平等割2万2,000円が5年間は2分の1、1万1,000円の軽減が2013年から2015年の3年間は4分の1とされます。つまり今までの1万1,000円が5,500円増額され、1万6,500円となり、1.5人分支払うことになり大幅値上げになります。

1つの家族を2つの制度に分けたことでの軽減措置を設けたのかと考えましたが、今回の軽減する財源は国ではなく加入者が支払う保険料です。牛久市の場合、負担増になる世帯は329世帯、総額では189万5,000円です。国が75歳以上の高齢者を別枠の保険制度に追いやって、その負担分は国が持つべきです。市で負担する考えはないかの質疑では、考えていないとの答弁。今後、高齢者はことしから3年間にわたり、2.5%年金の引き下げ、来年の4月には消費税増税があり、負担増に対する生活への不安ははかり知れません。年齢で差別する後期高齢者医療制度は当初から反対です。それに関する国保の負担増を高齢者に課すことは反対です。

土地取得では、今までも反対討論で述べていますように、小坂城址の土地購入の疑惑が解明されない限り、土地取得の議案には反対です。

市特別職の職員で常勤のもの、市教育長の給与の特例に関する条例の制定では、市長、副市長、教育長の給与の削減について、私どもは市職員の給与削減には反対の立場ですので、連動する議案には賛成できません。

市職員の給与の特例に関する条例の制定では、全国知事会など6団体は、国の政策目的を達成するための手段として地方交付税を用いることは、地方自治の本旨から考えれば極めて不適切であり、地方の固有の財源という性格を否定するものと強く批判をしています。政府のやり方は乱暴でルールに反しています。

さらに、地方公務員の給与については、議会や住民の意思に基づき自主的に決定すべきものであり、国が給与削減を強制することは地方自治の根幹にかかわる問題であると述べています。

地方公務員の給与は、専門家や地方の声を十分反映し、透明化されたプロセスのもとで公平中立に決定されることが原則です。

今回、国が国家公務員に準じた削減を地方公務員にも行うよう総務大臣から異例の要請文が届けられ、その中では、地方公務員給与が民間より高い、あるいは国の財政が厳しいから行うものではないと述べておりますが、来年の消費税増税について国民の理解を得るために、まず公務員が先頭に立って、官より始めよの精神でさらなる行財政改革に取り組む姿勢を示すことが重要といえます。

6月の7日現在、県内の44市町村中、10市町が今回の給与削減の議案を提出、34市町村は未提出であり、態度を決めておりません。県内でも先駆けて削減の議案を提出した理由は、国からの要請で交付税削減が約1億4,100万円と示され、一方で元気づくり推進費として9,700万円がプラスとなる試算を示し、差額の約4,400万円を給与の削減で対応しようとするものです。市民サービスの低下は避けなければなりません、差額を全て人件費で対応しなければならないということではないはずですが、先延ばしできる事業の見直しなど、十分検討すべきです。

公務員給与は人事院勧告により実質下がっており、今回の給与削減では給与・手当を含み、年間平均1人当たり12万3,000円も引き下げられ、公務員の生活を圧迫することは明白です。さらに、給与削減は地場賃金引き下げにも連動し、地域経済を疲弊させます。民間給与にも影響し、生活保護基準の引き下げとあわせ、国民の生活全体をますます悪化させ、貧困と格差を拡大されるものにつながります。公務員給与の引き下げは行うべきではなく、反対です。

以上、議案第51、54、55、56、57号に反対です。委員各位の御賛同を心からお願いいたします、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。12番須藤京子君。

〔12番須藤京子君登壇〕

○12番（須藤京子君） それでは、決議案第3号、第4号と、請願第1号及び第2号の4件について、賛成討論を行います。

まず、決議案第3号公共用地先行取得事業特別会計の再活用に関する決議についてであります。

地方公共団体の使命は、住民の福祉の増進を図ることです。市政運営では、安心・安全なまちづくり、誰もが暮らしやすいまちづくりを進め、次の世代に手渡していくものでなければなりません。当然、まちづくりは将来にわたって必要な事業を取りまとめた総合計画にのっとり、適正に執行していかなければなりません。

用地取得に関しては、具体的な事業がないまま、用地取得が先行することは税の無駄につな

がりかねません。群馬県では、平成21年8月に土地開発公社を解散し、21年度末には、土地開発基金を廃止しています。そして、その後は公共用地先行取得事業特別会計で行うことになりました。これは、近年の地価の継続的な下落傾向や、大規模な用地取得が終了し土地の先行取得の意義が薄れてきたことと、知事の進める県政運営の改革方針を一層推進するためでありました。これは、知事の英断でした。

牛久市に今求められるのは、土地購入に当たって事業が明確で適切な価格による土地購入を適正に実行することで、市民の貴重な税金の使い方を示すことだと考えます。

よって、群馬県のように、公共用地先行取得事業特別会計を活用することが望ましいと考え、この決議に賛成するものであります。

次に、決議案第4号橋下徹大阪市長の「旧日本軍『慰安婦』は必要だった」発言に抗議する決議についてであります。

橋下大阪市長の数々の発言には、強い憤りを感じるとともに、こうした発言をする人が地方公共団体の長であることに許すべからざる思いを抱きました。女性たちが過去においていかにその尊厳を踏みにじられ、否定されてきたのか。その歴史をどう捉えているのか。また、沖縄海兵隊司令官への風俗業の活用を提案したという発言には、現在多くの女性たちがなぜ男女共同参画社会の実現を目指してきたのか、そのことの意味を全く理解していないと思わざるを得ませんでした。これは謝罪で済まされる問題ではないのです。公人として責任をとる必要があるのではないかと考えております。

ここに、牛久市議会として抗議し、決議を採択することは、議会としての良識を守ることだと考えます。議員各位の御賛同をお願いをいたします。

続いて、請願第1号年金2.5%削減中止を求める意見書提出に関する請願についてであります。

この請願は、昨年11月、衆議院解散の前に、民主党、自民党、公明党の賛成で可決成立した国民年金法の改定により、2013年10月から老齢基礎年金等の年金額の特例水準が段階的に解消されることに対し、ノーを訴えてほしいという年金受給者の切なる要望です。

この審議に当たって、教育民生常任委員会は、請願者を参考人として出席することを認めませんでした。現在、開かれた議会、市民に信頼される議会を目指し、議会改革が進められようとしているとき、なぜ市民の声を直接聞こうとしなかったのか。甚だ残念でなりません。委員会を傍聴していましたが、委員会終了後にみずからの訴えを述べた請願者の声が、今でも耳に残っております。

現在、老齢基礎年金のみの受給者は1,067万人に上り、2011年度の受給者の平均月額額は4万9,632円に過ぎません。また、2011年の厚生労働省国民基礎生活調査によれ

ば、公的年金を受給している高齢者世帯の実に56.7%が年金収入のみで生活しており、公的年金が老後の生活保障の基礎となっていることは明らかであります。

このような状況下で、段階的にはあれ、特例水準が解消されることは、低所得者の年金受給者の生活への影響は非常に深刻となるのは必然です。現在、10月からの執行を前に、全国各地の議会で同様趣旨の請願が起こされております。私たち議員は、市民が議会に対し直接訴えることができる貴重な手段である請願をもっと真摯に受けとめる必要があるのではないのでしょうか。

次に、請願第2号、小坂城址の土地購入疑惑の真相を究明するための調査特別委員会の設置を求める請願についてであります。

この問題は、平成23年7月の新聞報道により、平成21年3月に市が購入した小坂城址の土地をめぐる、元地権者が市長の親族であったことや、土地購入価格が短期間での土地売買により高騰したのではないかという疑惑が浮上し、多くの市民が強く関心を持つところとなりました。

議会では、これまでこの問題をめぐって、平成23年8月の臨時会で100条委員会の設置を求める決議案が提出されましたが、否決となりました。その後、この議会の対応を不服として、9月議会には、市民から100条委員会の設置を求める請願が提出されましたが、これまた不採択となった経緯があります。

私も議会の一般質問において、何回もこの問題を取り上げました。答弁はその都度微妙に変化し、修正されていきました。これでは、事実関係が明らかになったとは言えないと思いましたが、一方では、一般質問では限界があることを痛感しました。

この間、市民の方々は署名活動を継続し、6,000名に近い方々から真相解明を求める署名が集まり、議会に提出されました。その中には、全国放送されたテレビ番組を見た方もおられます。全国各地の人々が牛久市民と同じ思いを抱いたのです。これは、市民の会の方々にとって力強い援軍となったのではないかと推察されます。

私たち議員は、こうした市民の方々の負託の上に議員としての責務を負っております。今こそ私たちは、その責務に応えるべく真相を解明するための調査特別委員会の設置をすべきではないかと考えます。

以上、4点の決議及び請願について、皆様の御賛同を心からお願いを申し上げ、賛成討論を終わりといたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。9番諸橋太一郎君。

〔9番諸橋太一郎君登壇〕

○9番（諸橋太一郎君） 決議案第3号公共用地先行取得事業特別会計再活用に関する決議案

につきまして、反対討論を行います。

牛久市では、城中田宮線の整備を初めとして、田宮西近隣公園の整備や、緊急の課題として取り組んでいる雨水対策事業、また各行政区からのさまざまな要望など、地域住民の利便性向上やコミュニティー醸成のための施策推進に、土地開発基金の果たす役割は大変重いものがあると認識しております。

また、今後、少子超高齢化社会とともに、落ち込んでいく税収を考慮いたしますと、これまで以上に効率的な施策の推進、最少の経費で最大の効果を生み出す行政運営は、牛久市として至上命題と言わざるを得ません。

土地開発基金を廃止し、公共用地先行取得事業特別会計とすることは、今後の牛久市の事業推進において、国からの補助金を捨て、補助事業採択前の土地取得経費を市民の血税で賄うということにもなりかねないため、到底承認できるものではありません。また、不透明との表現につきましても、執行部に対し毎年基金による取得状況の一覧を提出させており、それ以外にも制度にのっとり情報の開示請求を行うことにより、詳細に必要な情報を入手できることになっております。これらに基づいて、土地開発基金による土地取得状況を確認していくことも、私たち市議会議員の責務と認識をしております。

土地開発基金を廃止し、公共用地先行取得事業特別会計とすることは、市民の負担を一層増加させ、効率的な施策の推進によって人口が増加している牛久市の将来にブレーキをかけるものとして、本決議案に反対をするものであります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 賛成討論をします。

まず、公共用地先行取得事業特別会計の再活用に関する決議案についてです。

総務常任委員会におきまして、先ほど委員長質疑の中で、提案者に確認をしたものだから、市長の説明を求めたことが問題はないというような発言でありましたが、委員会運営の中で提案者に確認を求めてはおりません。さらに、市長が議会の審議に際し発言を求め、決議案の文中、不透明という文言に対してうそであるとしました。

しかし、地方自治体の財政運営は単年度決算が基本です。したがって、用地買収や公共用地取得に当たっては、事前に計画を立てることが基本です。計画を立てずに計画性のない用地買収はすべきではありません。これまでの市長の議会答弁でも、土地開発基金は議会にかけなくても土地が買える非常に便利なものなどの発言があり、安いから土地を買っておいたなどというのは、不動産屋の考え方そのものであります。市民の税金がこのような考え方によって使

われることは、不透明さをぬぐえないのです。

一方、先ほども話がありましたように、群馬県においては、土地開発基金を廃止しました。その理由について、土地開発基金は社会経済の著しい発展に伴う公共用地の取得権に対応するため、昭和44年に当時の自治省通達を受けて設置された。しかしながら、議会の承認を受けずに用地を取得できる制度であるため、長期に有効利用されない用地取得が行われるなど、弊害を生んだのも事実であり、当初の役割を終えたものとして、平成21年度末に廃止されたとしております。

牛久市の公共用地の購入に当たっては、他のほとんどの地方自治体が運用している公共用地先行取得事業特別会計の再活用を求めます。

次に、年金2.5%の削減中止を求める意見書提出に関する請願についてです。

現役世代では、国民年金保険料の未納率が4割に達し、さらに高齢者でも年金を1円も受給していない無年金者が100万人に上るとのことであります。国民年金の平均受給額は月5万円程度、無年金、低年金問題は深刻です。

この間、年金問題では、自民、民主、公明党などが最低保障年金の創設や年金安心100年など、manifestoの中心問題として掲げていましたが、昨年の税と社会保障に関する密室合意で、国民への公約は踏みにじられました。ことしの10月から3年間で、年金2.5%を切り下げる法律が、昨年11月、国会解散直前のどさくさの中で成立しました。

高齢者の42%、女性の65%が年収100万円未満という中、削減が実施されますと、3年間で基礎年金は2万2,500円、厚生年金は7万8,000円もの減額になります。しかも、2.5%の削減は入り口で、その後もマクロ経済スライドで毎年0.9%以上、少なくとも10年先まで引き下げることが計画されています。消費者物価指数が下がったといいますが、下がっているのはテレビやパソコンなどの電化製品が中心で、光熱費も食料品やガソリン代なども値上げされており、さらに介護保険料や医療費、税金などの負担も年々引き上げられているのです。

これまで日本を支えてこられた年金者の皆さんが、本当に第二の人生を送るための収入が年金に頼るしかなく、こうした高齢者の生活実態に照らした検討が必要なときにさらに年金を減らせば、生活そのものが立ち行かなくなることは明らかであります。

女性団体が、65歳以上の女性にアンケートをとったところ、年金だけでは生活ができない人が8割に達し、子供の援助や貯金の切り崩し、中には借金やサラ金に手を出さざるを得ないという高齢者の生活実態が浮き彫りになっている現状があります。

議会として、年金生活者の生活実態をしっかりと受けとめるべきと考えます。したがって、年金2.5%の削減中止を求める意見書提出に関する請願、及び公共用地先行取得事業特別会

計の再活用に関する決議案に対する賛成討論とします。議員各位の御賛同を心よりお願い申し上げます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。11番杉森弘之君。

〔11番杉森弘之君登壇〕

○11番（杉森弘之君） 議員第55号、56号、そして57号について反対討論をいたします。

趣旨が同様ですので、一括して反対討論とさせていただきます。

そもそもこの議案第55号、56号、57号の市職員の給与削減の問題については、県内の市長会、これは当然牛久市長も含めての話ですけれども、国が地方自治体に対して職員の給与削減を求めるなどということは、地方自治の精神からして全く許せないと、そういうふうな趣旨から反対をしてきたものであります。

このような経緯の中で、なぜ牛久市がそれに転じるのか。自治体の財政を預かっているから待たなしなんだと。こんな論理で通じるのか。そのことが大きな問題ではないかというふうに思います。

特に、牛久市は不足分4、400万円を全額職員の給与で賄う、このことがもう1つ大きな問題ではないかというふうに考えるわけであります。つまり、国がこれまでやってきたこと、主張してきたことを誤りと言っておきながら、全額給与で賄うということは、それをまさに認めるということ。国の誤った施策を認める、そしてそれに屈服をする。このことにほかならないのではないか、このように考えるわけであります。

そして、今、牛久市はラスパイレス指数の県内の順序を見ますと、32位と、44市町村の中で32位、つまり給与水準がいかに低いのか、このことをあらわしているわけでありますけれども、こういった状況の中にもかかわらず、県内44市町村の中で、今わずか10市町しかこの議案を出していないというふうな、そういう、なぜトップを切るようなことをしなければならないのか。21市町村が提出をしないというふうに決めているそうであります。さらに、13市町は検討中だと。提出したのはわずか10市町。牛久市の給与水準が32番目という低い水準であるにもかかわらず、なぜそのように急いでやらなければならないのか。このことは、私はまさに拙速、このように言うしかないのではないかというふうに考えます。

そのような意味で、議会としてこの誤った、そして拙速の施策に対して、待たをかけるということが議会の必要な役割ではないかと、このように考え、この3つの議案について反対をするものであります。議員各位の賛同をお願いいたしまして、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） 決議案第4号橋下徹大阪市長の「旧日本軍『慰安婦』は必要だった」発言に抗議する決議案に対する賛成討論を行います。

橋下 徹大阪市長の発言には啞然とするばかりで、橋下 徹氏は弁護士資格を持っているといいますが、女性の人権を無視し、女性観で言えば、一番低次元の発言で、女性を道具扱いしてもよい、このような感覚の持ち主だということがわかりました。そういう認識を持っている自分をまづいと思える知性も持ち合わせておらず、弁護士ながら基本的人権の持つ言葉の意味さえ考えたことがないのではないのでしょうか。

戦時下でも国際法はありました。第二次世界大戦を含む近代の戦争は、日本も批准した1907年ハーグ陸戦条約など、戦時国際法規の規制下にありました。そこでは、明確に非戦闘員の生命、身体に危害を加えることを禁止をされております。どんな極限状況にあっても、人間として絶対許されることがある、そうしたことを明文化したのが国際人道法の人道に対する罪概念です。慰安婦制度は、性奴隷制度と訳されており、加害者の処罰と国家賠償が求められる人道に対する罪なのです。戦時下だったら、戦時下だったから、仕方がなかったと橋下 徹氏は主張しているといいますが、自分の身内にもしこのようなことが起きてやむを得ないと考えるなら、考え自体は間違っております。

さらに、沖縄海兵隊司令官に、海兵隊員のエネルギーを発散させるために風俗業の活用を提案したなどの発言は、戦争や軍隊の異常さ、非人間性を結果としてあらわしております。平和なときには絶対考えられないような女性たちへの国家的集団レイプを正当化する、軍隊の性的はけ口は女性が担うのは当然だと、女性を道具としか見ていない、このような発言が大阪市長としての公人、日本の政治家などとは、何とも情けないし恥ずかしい限りであります。

牛久市議会議員は、全ての市民の人権を擁護する立場にあります。橋下 徹大阪市長の発言に強く抗議する決議案に、皆さんの良識ある御賛同を心からお願いいたし、賛成討論といたします。

○議長（山越 守君） 傍聴席に申し上げます。御静粛にお願い申し上げます。

次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 小坂城址土地疑惑を求める100条委員会設置を求める請願に対する賛成討論をいたします。

我が国の地方自治体は二元代表制をとっており、その一翼を担う議会は、執行機関と独立対

等の関係にあります。議会にはその重要な機能として地方自治体の基本事項を決定・議決する団体意思の決定機能と、執行機関を監視・評価する機能の2つがあることは御承知のところであります。

私たち議員は、市民から選挙で選ばれた市民の代表であり、市民の代弁者でもあります。したがって、市民の声を議会に届け、それを反映させるために力を尽くさなければならないことでもあります。市長は、市の最高責任者であり、最高権力者でもあります。その市長が運営する市政を監視し、チェックするのが議会であります。

今回の小坂城址等の用地買収について、新聞報道等で疑惑が報じられました。多くの市民から、議会は何をやっているのか、チェック機能が果たされていないなどのきついお言葉が寄せられました。2011年には、議会のチェック機能を果たすため、議員有志7名をもって市長に対し臨時議会の招集を求め、その議題を100条委員会設置決議案としました。残念ながら否決をされたわけではありますが、その後、一般質問などで多岐にわたって質問しましたが、市民の抱く不信感・疑惑解明までは至りませんでした。

そのような中、市民有志が集まり、100条委員会設置を求める請願書の署名運動が始まりました。日本国憲法第16条では、何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令または規則の指定、廃止または改正そのほかの事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたために、いかなる差別待遇も受けないと定めております。日本国民である以上、請願する権利はあります。

市外者の問題、事務局のほうから資料として提案をされた請願人数の中に、市外者、市以外の者ですね、これが39%を超えるというふうにありました。この議論は、憲法16条からすれば、憲法違反と言わざるを得ないと思うのであります。

さらに、公職選挙法に定められる投票行為、最大限投票人の意思を尊重するという一方で、開票立会人制度が設けられております。今回の請願においても、署名人の権利を最大限尊重すべきだと思います。事務局の提案の中には、住所・地番がないということで、これを無効と扱っているようであります。

また、以前の議会の中で、この問題については決着済みとの発言もあり、100条委員会設置は必要ないとしておりましたが、全ての資料をもって調査をしていない以上、議会答弁をもって疑惑解明とは言えないのは明らかであります。

牛久市議会では、私たちが牛久市政治倫理条例を定めております。その目的の第1条で、この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを深く認識し、その担い手たる市長、副市長、以下市長等という、教育長及び市議会議員、以下議員という、が、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行行使して、

自己の利益を図らないことを市民に宣言するとともに、市長等、教育長及び議員が、職務を遂行する上での公平性及び高潔性を実証するために必要な措置を定め、あわせて市民も市政の主権者としての認識と自覚のもとに、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とするとあります。

そして、また市長、教育長及び議員の責務並びに政治倫理では、2条で、市長等、教育長及び議員は、厳粛で公正な立場を理解するとともに、市政に携わる責務を自覚し、次に掲げる政治倫理を遵守しなければならない。そのうちの1つに、市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為はしないこと。常に市民全体の奉仕者としての人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる報酬等も授受しないこととするとあります。

そして、第2条の2項で、市長と教育長及び議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、疑惑の解明に努めるとともに、その責務を明らかにしなければならないと、これが私たちが定めた牛久市の政治倫理条例であります。

100条委員会は疑惑を解明する委員会であり、罪を与えるものではありません。これらの事業は、国から補助を受けた事業であり、税金の使い道に問題があったとして、市民等からその疑惑解明を求められている以上、議員として、議会として、できる限り力を尽くさなければならないのは当然のこととあります。

したがって、疑惑を解明し、その結論を出すことが、議会、そして私たち議員に与えられた使命であるとともに、市民の負託に応えなければなりません。市民を代表する議会ならば、市民の願いである疑惑を早急に解明すべきであります。もしそれを放棄するならば、議会の自殺行為であり、議会のチェック機能を果たせないと言わざるを得ません。

党派を超えた議員各位の御賛同を心から訴えまして、賛成討論とします。

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号ないし議案第57号の9件、決議案第3号及び決議案第4号の2件、請願第1号及び第2号の2件について、順次採決いたします。（「議長」の声あり）自席でどうぞ。

○22番（利根川英雄君） 発言の中で、数字をちょっと間違えたものが……じゃなくて、趣旨をちょっと間違えたので、訂正をと思います。

市外者39.2%は憲法違反と発言してしまったのですが、市外者の者であっても国税が使われていることに対し、意思表示であってこれを認めないことは憲法違反ということで、ちょっと趣旨が違うことを言ってしまったので、言葉が足りなかったということで、訂正をしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（山越 守君） それでは、まず議案第49号、龍ヶ崎市の公共下水道を本市の住民の利用に供することについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、牛久市新型インフルエンザ等対策本部条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、平成25年度牛久市一般会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、平成25年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、土地取得について。

ここで、10番宮崎 智君に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席願います。

〔10番宮崎 智君退席〕

○議長（山越 守君） これより議案第54号について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで10番宮崎 智君の入場を許します。

〔10番宮崎 智君入場〕

○議長（山越 守君） 次に、議案第55号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与の特例に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、牛久市教育長の給与の特例に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号、牛久市職員の給与の特例に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、決議案第3号、公共用地先行取得事業特別会計の再活用に関する決議について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、決議案第3号は否決されました。

次に、決議案第4号、橋下徹大阪市長の「旧日本軍『慰安婦』は必要だった」発言に抗議する決議について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、決議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号、年金2.5%の削減中止を求める意見書提出に関する請願について、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択と決しました。

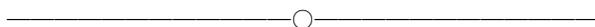
次に、請願第2号、小坂城址の土地購入疑惑の真相を究明するための調査特別委員会の設置を求める請願について、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、請願第2号は不採択と決しました。

次に、日程第14、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（山越 守君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了されました。

これをもって平成25年第2回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 山 越 守

署名議員 田 中 道 治

署名議員 石 原 幸 雄